

## 水稻共済について

共済金の支払いは？

加入方式	評価及び 補償単位	10a当たり支払共済金(円) (最高補償割合を選択した場合)		減収の確認方法	共済金支払要件 (最高補償割合を選択した場合)
		収穫量が5割 減少した場合	収穫量が皆無 になった場合		
全相殺方式	農家単位	50,640	113,940	乾燥調製結果または税務申告書類により、総収穫量を確認	加入者の収穫量が基準収穫量の1割を超えて減少した場合
品質方式	農家単位	51,360	115,560	出荷実績等により、総収穫量及び等級を確認	加入者の生産金額が基準生産金額の1割を超えて減少した場合
半相殺方式	農家単位	37,980	101,280	被害ほ場を現地調査し、検見及び実測により収穫量を確認	加入者の収穫量が基準収穫量の2割を超えて減少した場合
地域インデックス方式	市町村単位	50,640	113,940	市町村別の統計データにより確認	市町村の単収が基準単収の1割を超えて減少した場合
一筆半損特約 ※各方式で付加を選択	圃場単位	25,320	-	被害ほ場を現地調査し、目視により収穫量を確認	圃場ごとの収穫量が基準収穫量の5割を超えて減少した場合 ※基準収穫量の最高2割分の支払

※上記共済金は目安であり、基準となる単収や1kg当たりの補償単価等により変わります。

※一筆半損特約を付加した場合の共済金は、各方式ごとの支払共済金と比較し共済金の支払額の多い方が支払われます。

※肥培管理不足等による減収は補償の対象にはなりません。

青色申告の方にオススメ!

### 収入保険

収入保険では、自然災害だけでなく農業者の経営努力では避けられないあらゆるリスクから農業収入の減少を補償します！



農業者ごとに保険期間の収入が基準収入の一定割合を下回った場合に、下回った額の最高9割を補填します。

詳しくは、最寄りのNOSAIへお問い合わせください。

お問い合わせは最寄りの支所・出張所までご連絡ください！

長野県農業共済組合

上伊那支所 TEL.0265-73-2221

安曇野支所 TEL.0263-72-5192

佐久支所 TEL.0267-58-2580

下伊那支所 TEL.0265-23-7600

北アルプス支所 TEL.0261-22-8488

上小支所 TEL.0268-35-3333

木曽支所 TEL.0264-24-2367

北信支所 TEL.026-219-2892

諏訪支所 TEL.0266-73-3211

松塙筑支所 TEL.0263-40-2503

更埴出張所 TEL.026-214-3258

備えの種をまこう。leaf

# 水稻共済



安心のネットワーク  
**NOSAI 長野**

# 水稻共済について

## 加入要件は？

水稻と麦の耕作面積の合計が10a以上の農業者(個人、法人、生産組織)

## 対象となる災害は？

風水害・干害・ひょう害・冷害・干害・病虫害・鳥獣害・火災・その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害等。  
ただし、薬害等人为的な灾害は含みません。



## 加入申込期限は？

5月 1日(南信、北信岳北・岳南地域を除く)

5月10日(南信、北信岳北・岳南地域)



## 共済責任（補償）期間は？

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期まで

※収穫期とは収穫適期に刈り取り(ほ場乾燥中も含む)、ほ場より搬出するまでです。

## 補償割合と掛金は？

加入方式	選択できる 補償割合	共済金額(円) (最高補償額) ※最高補償割合を選 択した場合	10a当たり共済掛金等の目安(円) ※最高補償割合を選択した場合	一筆半損 特約付
全相殺方式	9割・8割・7割	113,940	503	517
品質方式	9割・8割・7割	115,560	538	548
半相殺方式	8割・7割・6割	101,280	146	171
地域インデックス方式 (県平均)	9割・8割・7割	113,940	156	256

いざという時のために最高補償割合をおすすめします。

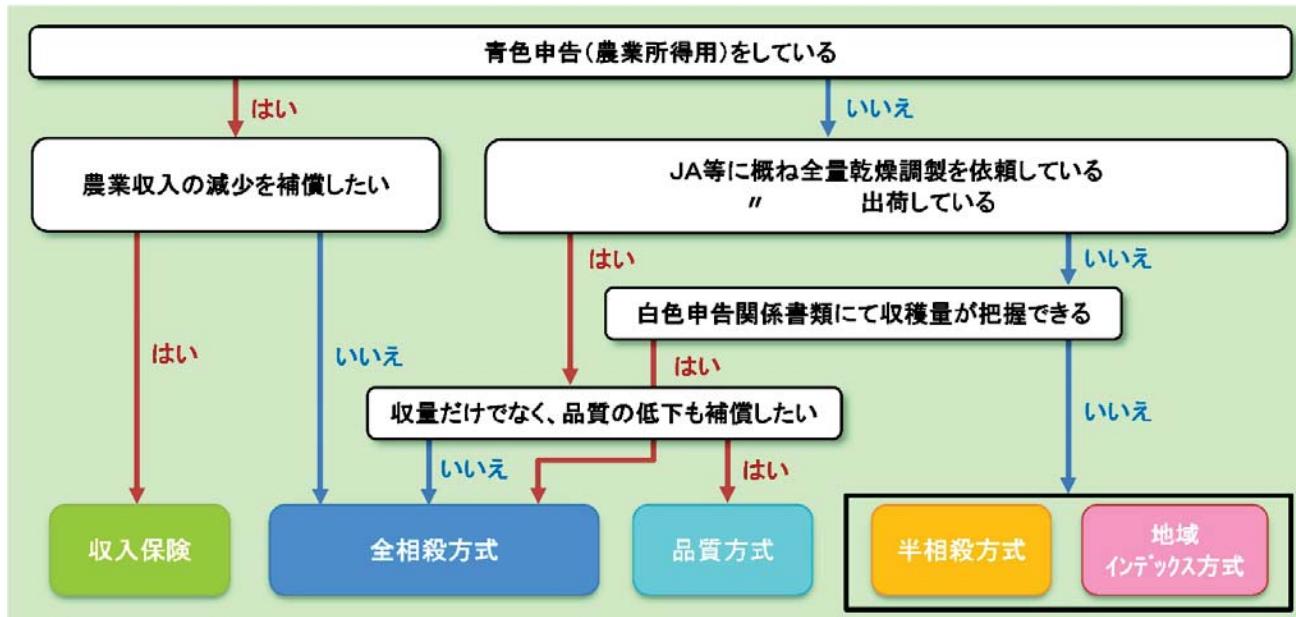


※上記共済掛金には賦課金が含まれています。

※上記共済掛金は目安であり、過去の共済支払実績や基準となる単収及び1kg当たりの補償単価等により掛金が変わります。

※地域インデックス方式は市町村ごとに掛金率が設定されているため、圃場がある市町村により掛金が変わります。

## どの加入方式を選べばいいの？



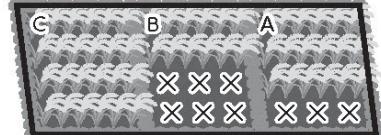
# 加入方式について

## 全相殺方式

収穫したお米の概ね全量をJA等へ乾燥調製依頼している方  
青色・白色申告書類で収穫量が確認できる方

乾燥調製結果または税務申告書類を基に、農家ごとの全ほ場の収穫量を合算し、総基準収穫量の1~3割を超える減収となった場合に最高9割まで補償されます。

※原則として過去3カ年以上と今後も収穫量が把握できること



乾燥調製結果または税務申告書類により、総収穫量を確認して、その人の総基準収穫量の1割を超える減収となる場合に支払い

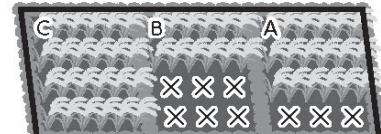
## 品質方式

収穫したお米の概ね全量をJA等へ出荷しており、等級ごとの収量が把握できる方

出荷データを基に、農家ごとの全ほ場の総収穫量と等級を確認し、品質を加味した収穫量が品質を加味した基準収穫量を下回り、かつ生産金額が基準生産金額の1~3割を超える減少となった場合に、最高9割まで補償されます。

自然災害による収量減少のほか、品質の低下による生産金額の減少も対象となります。

※原則として過去3カ年以上と今後も収穫量及び等級が把握できること



出荷実績により、その人の収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が基準生産金額の1割を超える減少となる場合に支払い

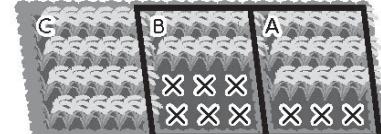
## 半相殺方式

加入要件はなくどなたでも加入いただけます

農家ごとに被害耕地の減収量が総基準収穫量の2~4割を超える減収となった場合に、最高8割まで補償されます。

被害申告されたほ場ごとに損害評価会委員や損害評価員が現地調査を実施し、被害ほ場の減収量を合算して判断します。

※被害申告がない圃場の収穫量(増収の場合も含む)は基準収穫量として算出します。



ほ場AとBを現地調査し、減収量を評価。Cは基準収穫量と見なし、3筆の総基準収穫量に対し2割を超える減収となる場合に支払い

## 地域インデックス方式

加入要件はなくどなたでも加入いただけます

統計データを用いる引受方式で、市町村ごとの統計単収が、基準単収の1~3割を下回った場合に共済金をお支払いします。

補償割合は9割が上限で、掛金は他の方式より安くなる見込みですが、個人の減収ではなく地域全体が減収しなければ該当になりません。

※基準単収は、該当地域の過去5カ年の統計単収の平均(5中3)で算定します。

令和3年産市町村統計単収(参考)	
市町村名	統計単収(kg)
長野市	551
松本市	637
上田市	567
岡谷市	625
⋮	⋮

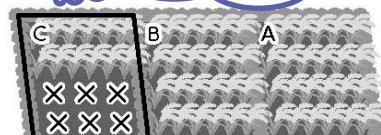
## 一筆半損特約

各方式に対し付加を選択できる特約です

10a当たり追加掛金目安  
各方式の掛金に対して  
+4円～+310円

農家単位の加入方式に移行すると、1筆のみ大きな被害が発生した時に支払対象とならない場合が想定されます。

農家単位の各方式に一筆半損特約を選択して付加すると、1筆だけでも5割を超える減収がある場合、刈取り等をせずに目視で判断してそのほ場を「5割減収」として評価し、基準収穫量の最高2割分の共済金を支払います。



ほ場Cを現地調査し、5割を超える減収がある場合、目視でそのほ場を「5割減収」と評価し、基準収穫量の最高2割分の共済金を支払い